

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

シンガポール支社設立パッケージ #SGB04

(支社設立、授権代表者、登記住所、法人口座開設及びコープパス(CorpPass)申請を含み)

当該設立パッケージは外国会社がシンガポールに支社(支店)を設立することに必要な各サービスを含み、シンガポールに支社を設立し且つ経営者を派遣する予定がない外国会社に適用されます。

啓源がシンガポールにおいて支社(支店)を設立する費用が6,150シンガポール・ドル(約47万円)です。当事務所のサービス費用、授権代表者(現地代理人)サービス(1年間)、登記住所サービス(1年間)、法人口座開設サポート、会社のコープパス(CorpPass)の取得及び維持サービスが含まれています。

外国会社はシンガポールにおいて支社を設立する際に、外国会社(本社)の設立証明書類(設立証明書、Bizfile(日本の登記簿謄本に相当)、定款、株主名簿、取締役名簿、直近の監査済財務諸表、及びその他デューデリジェンス(Due Diligence)関連書類等を提供する必要があります。

一般的に、支社の名称にシンガポール政府の承認を取得する必要がない場合、最短5営業日で支社の設立手続きが完了できます。銀行口座の開設には約2~4週間かかります。銀行口座の開設サポートを当事務所に依頼しても、外国会社の取締役(最低1名)及び全ての署名権限者が自らシンガポールに向き銀行員と面談する必要があります。

旅行業者代理業、アルコール製品の販売業務、貸金業、教育機構業務又は金融業等の特定の業務を行う場合、特別な免許又は許可を申請する必要があります。啓源が免許又は許可の申請を代行する費用は別途相談となります。

1. サービスと費用

当事務所はシンガポールにおいて支社(支店)を設立する費用が 6,150 シンガポール・ドルです。具体的には以下のサービスが含まれます。

1.1 支社設置の手続きと準備

- (1) 類似商号調査、支社名の予約申請
- (2) 設立申請書類の作成
- (3) 会計企業規制庁(ACRA)への支社設立の申請
- (4) 支社の電子版の設立通知書及び Bizfile(ビズファイル)の申請
- (5) 支社登記書類一式(支社印及び設立証明書類等を含む)の作成

1.2 授権代表者(現地代理人)サービス

シンガポール会社法により、シンガポールにおいて設立された全ての支社は、シンガポール居住者である授権代表者を 1 人選任しなければなりません。支社設立の要件を満たすために、当パッケージにはすでに 1 年間にわたる授権代表者サービスが含まれています。支社が現地従業員を授権代表者として委任する場合、当事務所は授権代表者の変更手続きを無料で提供します。

1.3 登記住所サービス

シンガポール会社法の登記住所に対する要求を満たすために、啓源はシンガポールの住所を支社の登記住所として 1 年間提供します。サービス費用は 1 年ごとの請求となります。

当事務所は登記住所サービスの提供期間中、政府及び銀行による郵便物を受け取り・転送します。当事務所はクライアント様に郵便物を月 1 回転送し、郵送の実費をクライアント様に請求します。

1.4 銀行口座開設

当事務所は、シンガポールの指定銀行で支社の口座開設をサポートします。銀行の要求に基づき、全ての支社がシンガポールの銀行で口座開設を申請する場合には、その署名権者全員及び最低 1 名の外国会社(本社)の取締役は自らシンガポールに出向き口座開設手続きを行わなければなりません。当事務所のシンガポール銀行口座開設サービスは支援のみを提供します。最終的に口座開設が成功するかどうかは銀行の決定によります。従って、口座開設に失敗した場合、当事務所は一切責任を負わず、サービス費用は返金しません。

1.5 コープパス (CorpPass)

コープパス (CorpPass) はオンラインで行政サービスを利用する際に必要な法人専用の暗証番号「シンガポール・コーポレート・アクセス」です。例えば、シンガポールの会計企業規制庁 (ACRA) のウェブサイトにて支社の各法定書類を提出する際に、コープパスが必要です。

支社設立後、当事務所はクライアント様がコープパス (CorpPass) を申請することに支援し、且つ一年間のコープパス維持サービスを提供します。

備考:

- (1) 授権代表者サービス期間、当事務所は 3,600 シンガポール・ドルの払い戻し可能な保証金を受け取ります。当該保証金は、授権代表者サービス終了時に全額返還します。
- (2) 授権代表者サービス期間、クライアント様はシンガポール支社の会計及び財務諸表監査を当事務所に委託しなければなりません。
- (3) 上記の支社設立パッケージ費用には当事務所のサービス費用、支社設立登記の政府規定費用が含まれていますが、支社設立登記手続きを行う過程で発生する書類の郵送料 (もしあれば) が含まれていません。

2. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、設立サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、5%の手数料を別途請求します。

中国大陸の増値税又は台湾の営業税の発票 (日本の領収書に相当) が必要な場合は、現地税法による税金を別途支払う必要があります。

3. 設立要件

シンガポール支社設立の最低限の要求は以下の通りです。

- 支社名は外国会社 (本社) の商号と一致しなければならない
- シンガポール居住者である授権代表者を最低 1 人選任しなければならない (当パッケージはすでに 1 年間の授権代表者サービスを含む)
- 支社は独立した定款を有せず、その株主、組織及び事業活動が外国会社 (本社) の定款に定められる
- 支社はシンガポールの登記住所を有しなければならない (当パッケージはすでに 1 年間の登記住所サービスを含む)

4. 設立手続き

シンガポールの支社設立には約 5 営業日かかり、銀行口座の開設には約 2~4 週間かかります。合計約 3~5 週間ほどかかります。

順番	手続き	所要時間 (営業日)
1	クライアント様がシンガポール支社設立を啓源に依頼することを決定する場合、啓源はクライアント様へ支社設立フォームを電子メールにて送付する。クライアント様は下記第 5 節の設立に必要な書類及び情報を電子メール・ファックス・郵送にて啓源に送付するとともに、サービス費用を支払う。	お客様による
2	啓源は類似商号の調査を行い、予定の支社名が使用できることを確認した後、支社名を予約する。その後、啓源は支社設立に必要な書類を作成してからクライアント様に送付する。クライアント様は受領した書類に署名し、または当社のいずれの事務所にも設立登記書類に署名することができる。	1~2
3	啓源はクライアント様による署名済みの書類を受け取ってから、ACRA に提出する。申請が承認されたら、ACRA は電子版の設立通知書 (Notice of Incorporation) 及び Bizfile (Business Profile) を発行する。	2~3
4	支社設立後、啓源は銀行へ支社の設立証明書類及びデューデリジェンス (Due Diligence) 関連書類を提出する。	1~2
5	銀行の事前審査(仮審査)に通過した後、啓源は署名権者全員及び最低 1 人の外国会社(本社)の取締役が自らシンガポールに出向き銀行員と面談することを手配する。面談後、銀行員は法人口座開設の手続きを行う。申請が承認されたら、銀行は口座番号や暗証番号が記載された承認通知書及び小切手帳を発行する。	14~28
6	啓源は支社のコープパス (CorpPass) を申請する。	1

備考: 上記の時間は、支社の設立に政府部門の特別な免許又は許可の申請が不要となることを前提として算出されたものです。

5. 必要な書類

シンガポールにおける支社設立及び銀行口座開設を行う際に、クライアント様は以下の書類及び情報を提供する必要があります。

- (1) 認証済み(備考 1)の外国会社の設立証明書
- (2) 認証済み(備考 1)の外国会社の定款(又はその他同じ性質の書類(もしあれば))
- (3) 認証済み(備考 2)の外国会社の株主名簿及び取締役名簿(又はその他同じ性質の書類(もしあれば))
- (4) 外国会社の取締役は公証人の目の前で署名した任命覚書(Memorandum of Appointment)、支社の代表者に就任するシンガポール居住者(最低 1 人)及び現地代表者の権限の詳細情報
- (5) 認証済み(備考 2)の外国会社の各株主の身分証明書類(シンガポールの国民もしくは永住権保持者(PR)の身分証、又はシンガポール非居住者のパスポート)のコピー、及び認証済み(備考 2)の直近 3 ヶ月以内の住所証明書類(公共料金の領収書又は銀行取引明細書)。株主が法人である場合、その認証済み(備考 2)設立証明書類(設立証明書、在職証明書、定款、Bizfile(ビズファイル)、株主名簿及び取締役名簿)をご提供ください。
- (6) 外国会社の各取締役の認証済み(備考 2)身分証明書類(シンガポールの国民もしくは永住権保持者(PR)の身分証、又はシンガポール非居住者のパスポート)のコピー、及び認証済み(備考 2)の直近 3 ヶ月以内の住所証明書類(公共料金の領収書又は銀行取引明細書)
- (7) 外国会社の主たる業務内容の簡単な説明(提供するサービス又は販売する製品、顧客及びサプライヤーの所在地及び初年度の売上予測等)
- (8) 外国会社の業務証明書類(サービス契約書、売買契約書、又はその他事業の関連証明書類)
- (9) 外国会社の直近の監査済財務諸表(もしあれば)

備考 1:

- この認証とは、書類が設立所在国において会社登記所の登記官に相当する職員に認証されることです。
- この書類は英語表記でなければ、英訳する必要があります。

備考 2:

- この認証とは、書類が設立所在国において公証人、弁護士、公認会計士、または当事務所の従業員に認証されることです。
- この書類は英語表記でなければ、英訳する必要があります。

6. 登記書類一式(設立完了後得られる法的書類)

シンガポール支社の設立後、以下の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 支社の設立通知書及び Bizfile(ビズファイル)
- (2) 法定記録帳 1 冊
- (3) 支社名の表示があるゴム印 1 個と「代表支社」の表示があるゴム印 1 個
(支社の代表権者が契約を締結する際に使用する印鑑)

7. 合法的な維持サービス

シンガポール支社は設立後、シンガポール法令の支社に対する各規定に従わなければなりません。例えば、シンガポール会社法に基づき、支社(支店)は毎年財務諸表を作成し、且つその年次財務諸表に対する監査がシンガポールの公認会計士によって行われなければなりません。シンガポール税法の規定に基づき、支社は法人所得税を毎年申告しなければなりません。当社のシンガポールで登記された公認会計士事務所は、会計記帳、財務諸表監査、税務申告等の合法的な維持サービスをクライアント様に提供できます。詳細は当事務所の専門会計士にお気軽にお問い合わせください。

参考資料:

1. 「シンガポール会社設立パッケージ #SGLC03」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/74.html>
2. 「シンガポール会社株式譲渡の手続き及び費用」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/305.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com